

切り替えとは

農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき貸借契約している農地について、終期の到来時又は合意解約時に農地中間管理機構に貸し付け、元の耕作者にそのまま転貸することです。

1 受け手が耕作できなくなった時も安心です。

- 受け手が耕作できなくなった時は、機構が新たな受け手を探してマッチングするので、地域の農地を守ることにつながります。
- 出し手と機構との契約はそのまま継続されるので、他の貸借制度と異なり、出し手農家が個別に新たな受け手を探す必要はありません。

2 複数の契約・支払を一括にできます。

- 農地法等では個別契約となるため、相手ごとに契約・支払が必要となりますが、農地中間管理事業では、機構と一括で手続を行うので、事務の負担が大幅に軽減されます。

3 固定資産税の軽減措置を受けられます。

- 所有する全農地(10アール未満は自作可能)を、新たに機構に10年以上の期間で貸し付けると、当該農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。(全国平均：1haの農地の固定資産税＝約1万円)
- 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合は3年間、15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間、軽減措置を受けられます。

4 地域集積協力金の交付対象にできます。

- 要件を満たした地域が受け取ることができる、地域集積協力金の交付対象面積に算入することができます。
- ※ 切り替えの交付単価は通常の地域集積協力金の10分の1です。詳細な要件等については、市町村にお問い合わせください。

機構へ農地の貸し付けを希望する場合は、最寄りの市町村の農政担当課にご相談下さい。